

県内初の連携、手続きが一部簡略化

## パートナーシップ宣誓制度の自治体間連携に関する協定を締結

4月1日より、児玉郡内（美里町・神川町・上里町）でもパートナーシップ宣誓制度が導入されたことに伴い、3町と協定を締結しました。

これにより、宣誓した方が本庄市及び児玉郡内3町で住所を異動した場合、転出・転入時における手続きが一部簡略化され、当事者の負担が軽減されます。



（左から）櫻澤神川町長、原田美里町長、吉田本庄市長、山下上里町長

### 具体的に何が変わるの？

- ・ 転入先窓口で戸籍抄本、独身証明書の提出が省略できます
- ・ 転出元へのパートナーシップ宣誓証明書等の返還手続きが不要になります



みんなでつろう その人らしく暮らせるまち

## 市民・事業者の皆さんへのお願い

本庄市パートナーシップ宣誓制度は、宣誓をした方のパートナーシップ関係を尊重し、当事者の方の暮らしを、本庄市として応援するものです。

性的マイノリティのカップルの方々は、住宅・事業所での福利厚生、医療場面での同意などで、お二人の関係が対外的に証明できないため、社会生活上での不利益や困難に直面

しています。

この制度により、当事者に対する各種サービスや制度が普及するとともに、社会全体が多様な性のあり方を理解し、認め合う社会となるようご協力をお願いします。また、この制度を利用する方の性のあり方や、本制度を利用していることについては、本人の同意なく口外しないようお願いします。

### 問い合わせ

パートナーシップ宣誓制度については、お住まいの自治体窓口へ  
 本庄市：市民活動推進課 ☎ 0495-25-1118  
 美里町：総務課 ☎ 0495-76-1115  
 神川町：総務課 ☎ 0495-77-2114  
 上里町：子育て共生課 ☎ 0495-35-1236



本庄市パートナーシップ宣誓制度

## 本庄市パートナーシップ宣誓制度とは

本庄市パートナーシップ宣誓制度は、お互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合う、双方またはいずれか一方が性的マイノリティである2人の関係を本庄市長が確認し、公に証明するものです。



市では、令和3年4月より制度が開始され、3組のカップルの方が宣誓をしています。

この制度は、法律上の効果（婚姻や相続、税の控除）が生じるものではありませんが、性的マイノリティの方々の不安や生きづらさなどが軽減され、いきいきと暮らすことのできるまちになることが期待されています。

### ▶制度を利用できる方

双方または一方が性的マイノリティであり、宣誓者が次のすべてに該当する方

- ① 成年であること（満18歳以上の方）
  - ② 次のいずれかに該当すること
    - (a) 双方が市内に住所がある
    - (b) 一方が市内に住所があり、他方が市内への転入を予定している
    - (c) 双方が市内に転入を予定している
- ※同居は要件としません。

③ 配偶者がいないこと  
※事実婚も含まれます。

- ④ 宣誓する相手以外にパートナーシップの関係にある者がいないこと
- ⑤ 双方が民法に規定されている近親者でないこと（直系血族、三親等内に傍系血族、直系姻族の関係にない）  
※養子縁組をしている場合を除きます。

### ▶宣誓までの流れ

#### 宣誓日時を予約

市民活動推進課へ電話・☎またはFAXで宣誓日時を予約してください



#### 宣誓

予約した日時にお二人で宣誓書に署名し、必要書類を提出します



#### 証明書・証明カードを交付

後日、宣誓証明書・宣誓証明カードを交付します（郵送可）



必要書類等、詳しくは市HPでご確認ください。

本庄市パートナーシップ宣誓制度開始から1年

多様性のあるまちを目指して